

# 都市計画道路の廃止について【東大阪市域】

## ■都市計画道路廃止の理由

まちづくり計画との整合や、都市計画の合理性を担保する必要があることから都市計画道路の必要性を検証し、必要性が低いと判断された都市計画道路を廃止することとしました。

これにより、不要な建築制限がなくなり、土地の流通性が高まり経済活動の活性化等が期待できます。

## ■廃止する路線・区間

### <東大阪市決定>

3・6・227-51 柏田長瀬線（昭21/9/4）

全区間の廃止（1,340m）

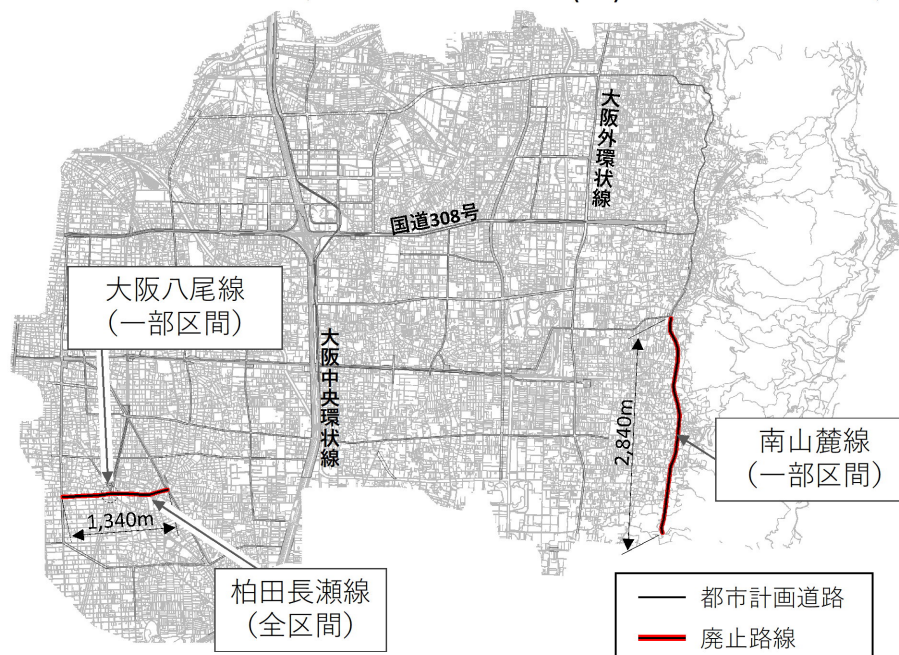
3・6・227-53 南山麓線（昭32/4/9）

一部区間の廃止（(都)東花園枚岡神社線～市界 2,840m）

### <大阪府決定>

3・4・227-25 大阪八尾線（昭21/9/4）

一部区間の廃止（JRおおさか東線～(都)柏田長瀬線 50m）



※各路線の詳細は裏面をご覧ください

## ■都市計画決定までの流れ

東大阪市決定の都市計画  
（柏田長瀬線・南山麓線）

府決定の都市計画  
（大阪八尾線）

地 元 説 明 会  
令和7年8月3日（日）10時～ 市役所本庁舎18階 大会議室  
令和7年8月5日（火）19時～ 市役所本庁舎18階 大会議室

令和7年9月11日（木）  
東大阪市都市計画公聴会  
場所：東大阪市役所本庁舎内

※公述申出と傍聴希望の方は8月12日（火）～  
8月26日（火）に東大阪市都市計画室にお申  
込みください。

令和7年10月3日（金）  
大阪府都市計画公聴会  
場所：大阪府咲洲庁舎44階

※公述申出と傍聴希望の方は8月29日（金）  
～9月12日（金）に大阪府大阪都市計画局計  
画推進室計画調整課都市施設計画グループに  
お申込みください。

令和7年11月頃  
都市計画案の縦覧・  
意見書の提出（2週間）

令和7年11月頃  
都市計画案の縦覧・  
意見書の提出（2週間）

令和8年1月頃  
東大阪市都市計画審議会

令和8年2月頃  
大阪府都市計画審議会

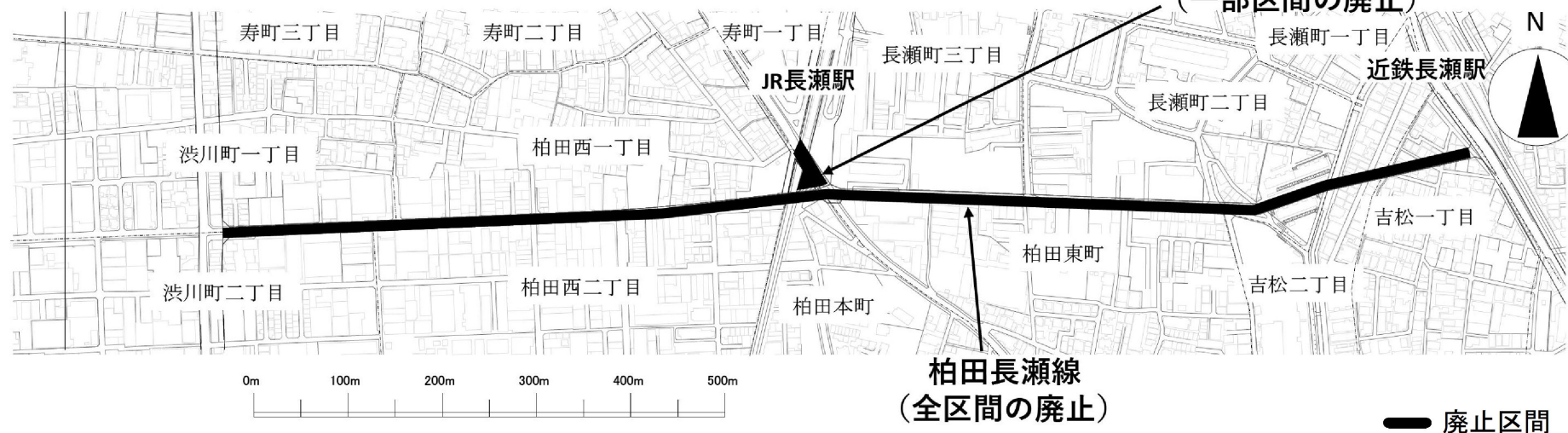
令和8年3月頃  
都市計画決定告示

## ■お問合せ先

- ・説明会全般・柏田長瀬線・南山麓線に関する事  
東大阪市 都市計画室 TEL：06-4309-3211
- ・大阪八尾線に関する事  
大阪府大阪都市計画局 計画推進室 計画調整課 都市施設計画グループ  
TEL：06-6210-9079
- ・固定資産税に関する事  
東大阪市 税務部 固定資産税課 TEL：06-4309-3141

<東大阪市決定> 3・6・227-51 柏田長瀬線 全区間 (1,340m) の廃止

<大阪府決定> 3・4・227-25 大阪八尾線 一部区間 (50m) の廃止 (JRおおさか東線～(都)柏田長瀬線)



<東大阪市決定> 3・6・227-53 南山麓線 一部区間 (2,840m) の廃止 ((都)東花園枚岡神社線～市界)

